

特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究

平成27年4月

一般財団法人 知的財産研究所

「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」の概要

背景

- ・我が国企業における特許権等の紛争解決の実態については、様々な考察がなされているところであるが、必ずしもその全体像が明らかになっていない。
- ・産業構造審議会知的財産分科会とりまとめや知的財産推進計画2014※において、特許権等の紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析することが求められている。

調査研究の概要

我が国における特許権侵害等の紛争発生から解決まで(訴訟外交渉、ADR、侵害訴訟、訴訟上の和解を含む)の全体的な実態を把握するため、以下のとおり調査を行った。

□ アンケート調査

- ・我が国の侵害訴訟制度に対する企業ユーザの問題意識を調査。

調査対象: JIPA会員924者、中小200者の合計1124者 有効回答数: 446者(回答率40%)

□ 判決・和解の調査

- ・我が国における特許権等の侵害訴訟の判決・和解を分析

平成16年1月1日から平成25年12月31日までの期間(10年間)に地方裁判所及び高等裁判所で判決が出された特許権・実用新案権・意匠権侵害訴訟事件

平成23年1月1日から平成25年12月31日までの期間(3年間)に地方裁判所及び高等裁判所において訴訟上の和解で終局した特許権・実用新案権侵害訴訟事件(地裁分92件、高裁分16件)

□ その他(ヒアリング調査、海外情報調査)

※ 知的財産推進計画2014(抜粋)

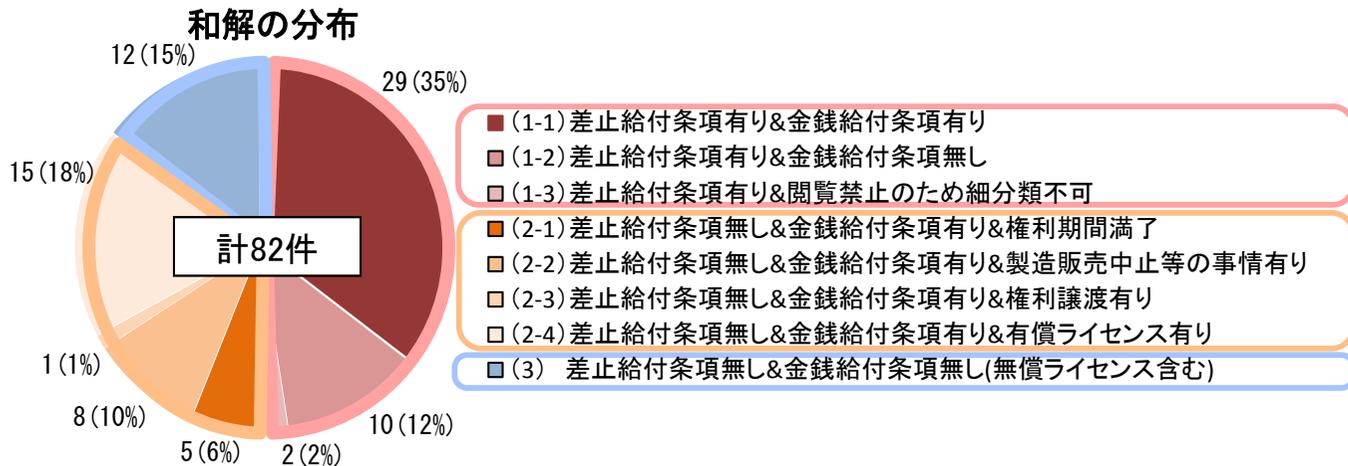
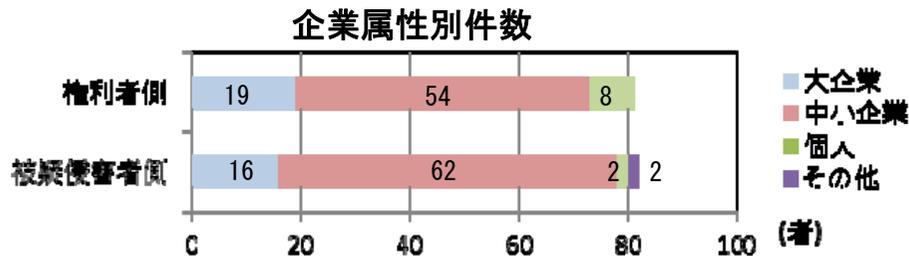
「知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広く発信する。(短期)(法務省、経済産業省)」

紛争解決の全体像

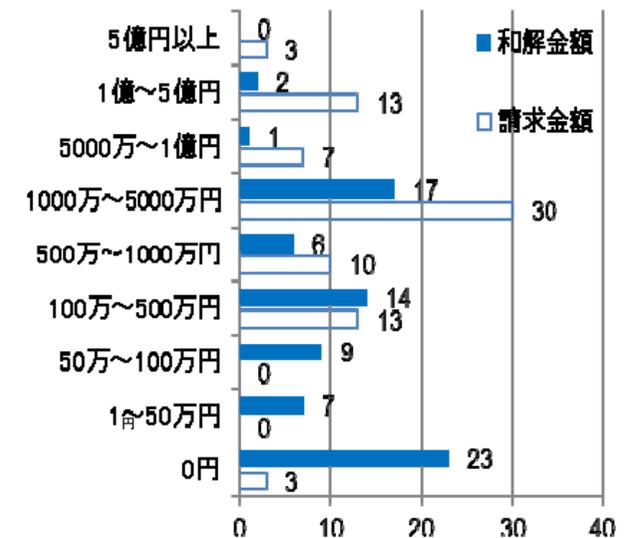
- 地方裁判所へ提起された特許権等侵害訴訟のうち、44%が判決に至り、27%が裁判内和解。
- 地裁では和解と判決を併せると、43%（合計229件中98件、閲覧不可の和解調書10件を除く）において、訴訟を通じて権利の実現※が図られた。

※一般的に、特許侵害訴訟での判決や和解が原告にとって勝訴的か否かという点については、個々の紛争の事情に基づいて判断すべき。特に和解では、たとえば請求金額と和解金額との差が大きい場合もあり、勝訴の定義は当事者の主観による部分があることから定義を行うことは困難。ここでは、差止め及び（又は）金銭支払の給付条項が存在する和解のうち、非侵害を前提としたものとうかがわれる6件を除いた和解についてのみ、権利の実現が図られたものとしている。

和解の結果（地裁）



請求金額と和解金額の分布



制度上の評価される点、検討を要する点

(紛争解決コスト・判決の予見可能性、損害賠償額、証拠収集手続)

紛争解決コスト・判決の予見可能性

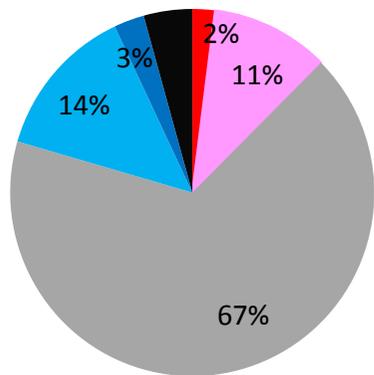
- アンケート調査において、権利行使をする場合における対応策の判断材料として、第一に「紛争解決に関するコスト」、第二に「判決が予見可能であること」が挙げられており、権利行使を行う上で重要。
- このうち、「紛争解決コスト」についてはヒアリング調査において高い評価を得る一方、裁判所における特許権等の有効・無効の判断に対する「予見可能性」については、高いという評価よりも低いとの評価の方が多い。

損害賠償額

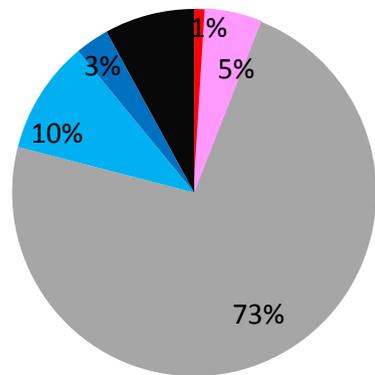
- 我が国における特許侵害訴訟において、1000万円以下が約39%（うち500万円以下が約26%）といった低廉な損害賠償額が判明。
- 特許侵害訴訟の件数が少ない要因の一つとして、損害賠償額が低廉であることが指摘されている。

証拠収集手続

- 侵害訴訟等の民事訴訟において、当事者間に争いのある事実（争点）については証拠によって立証する必要があり、いかに各当事者が有利な証拠を集めることができるかが重要。
- 特許権者と被疑侵害者との間に証拠提出義務の偏在というアンバランスが存在。
- 特許権者と被疑侵害者のバランスを考慮しながら引き続き議論が必要。



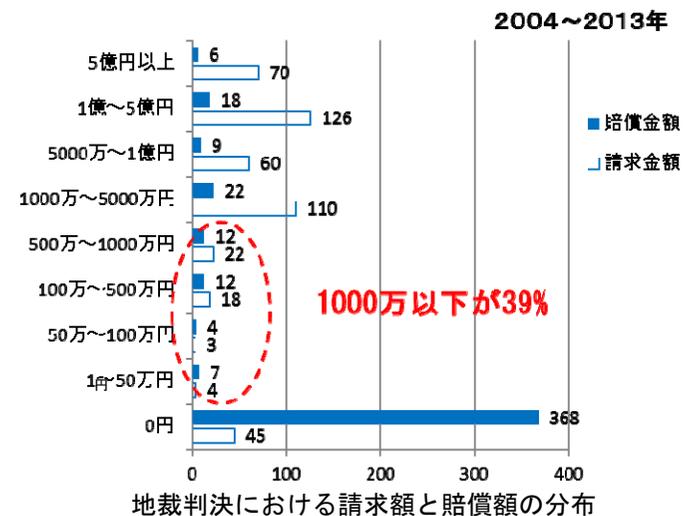
全体



中小企業

裁判所における特許権等の有効・無効判断の結果の予見性・予測性

- 高い。
- どちらかというが高い。
- どちらでもない。
- どちらかというと低い。
- 低い。
- 無回答

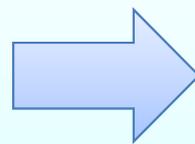


制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性①)

<特許権者に不利な現行特許制度>

今般の調査において、

- 和解を勧案しても高い日本の無効化率
- 無効化リスクを回避するための和解の選択
- 特許権者側の攻撃手段に比して被疑侵害者側の
防御手段が充実
が明らかとなった。



今後権利の安定性を検討する際には、侵害訴訟制度全体の特許権者と被疑侵害者のバランスを考慮する必要有り

判決数及び和解件数に対する無効件数の割合は、日本が22.6%であるのに対して、米国は1.6%と、その差が顕著

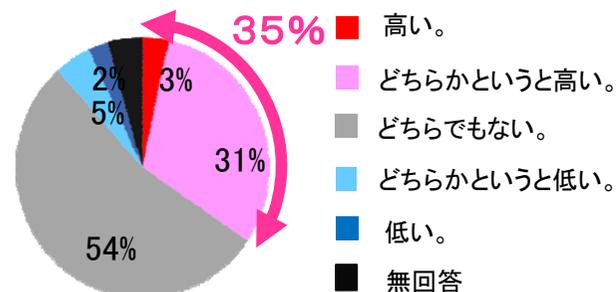
日米無効化率比較

2013年	日本	米国 ¹
判決数	58	270
無効件数	21	42
和解件数 ²	35	2348
無効化率 (判決数に対する無効件数)	36.2%	15.6%
無効化率 (判決数及び和解件数に対する無効件数)	22.6%	1.6%

※1 University of Houston Law Center patstats U.S. patent litigation statistics

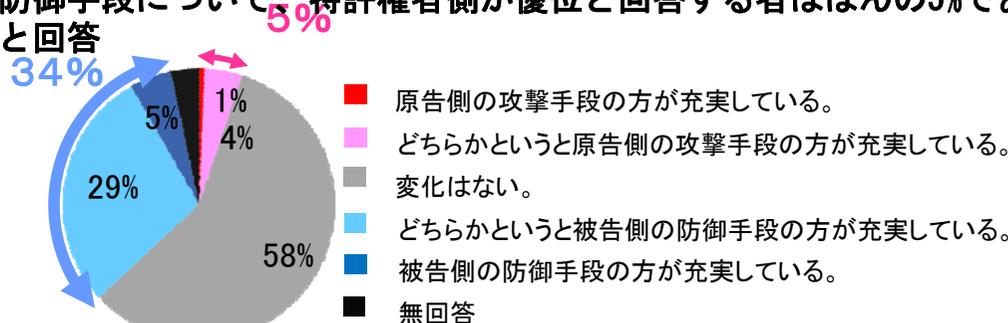
※2 日本の和解件数は調査研究より、米国は2009年の和解率88.5%より概算

35%の者が、権利者として無効と判断されるリスクを恐れて和解に応じる可能性が高いと回答



無効化リスク回避のための和解を選択
(権利者として、特許権等が無効と判断されるリスクを恐れて和解に応じる可能性)

特許権者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段について、特許権者側が優位と回答する者はほんの5%であるのに対し、34%の者が被疑侵害者側の防御手段の方が充実していると回答

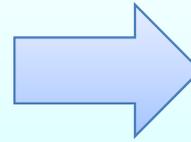


権利者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段

制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性②)

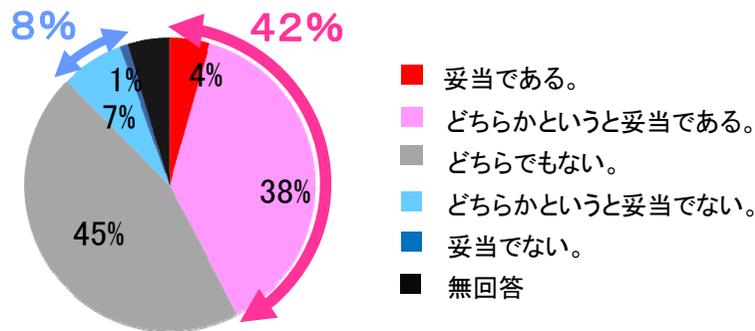
<技術的判断に対する信頼性が高い特許庁>

さらに、
□専門官庁である特許庁の技術的判断は妥当との声が多いことが判明。

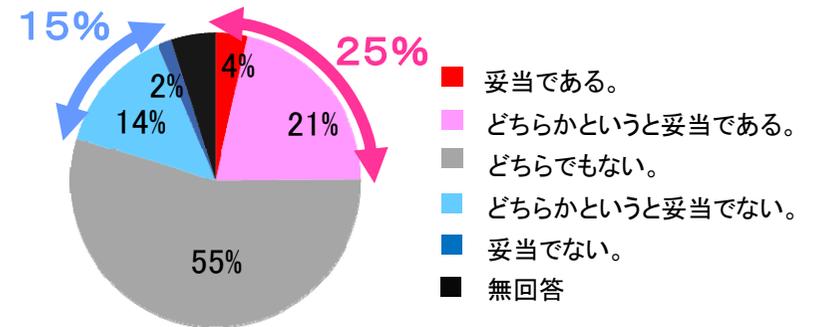


特許庁と裁判所がその役割の能力に応じた機能を発揮できるように裁判所と特許庁の機能の再配分等の検討が必要

42%の者が、特許庁における特許権等の技術的判断が妥当と回答する一方、25%の者が、裁判所における技術的な判断は妥当と回答⇒より多くの者が特許庁の判断が妥当と回答しており、専門官庁である特許庁の技術的判断は信頼されているといえる。



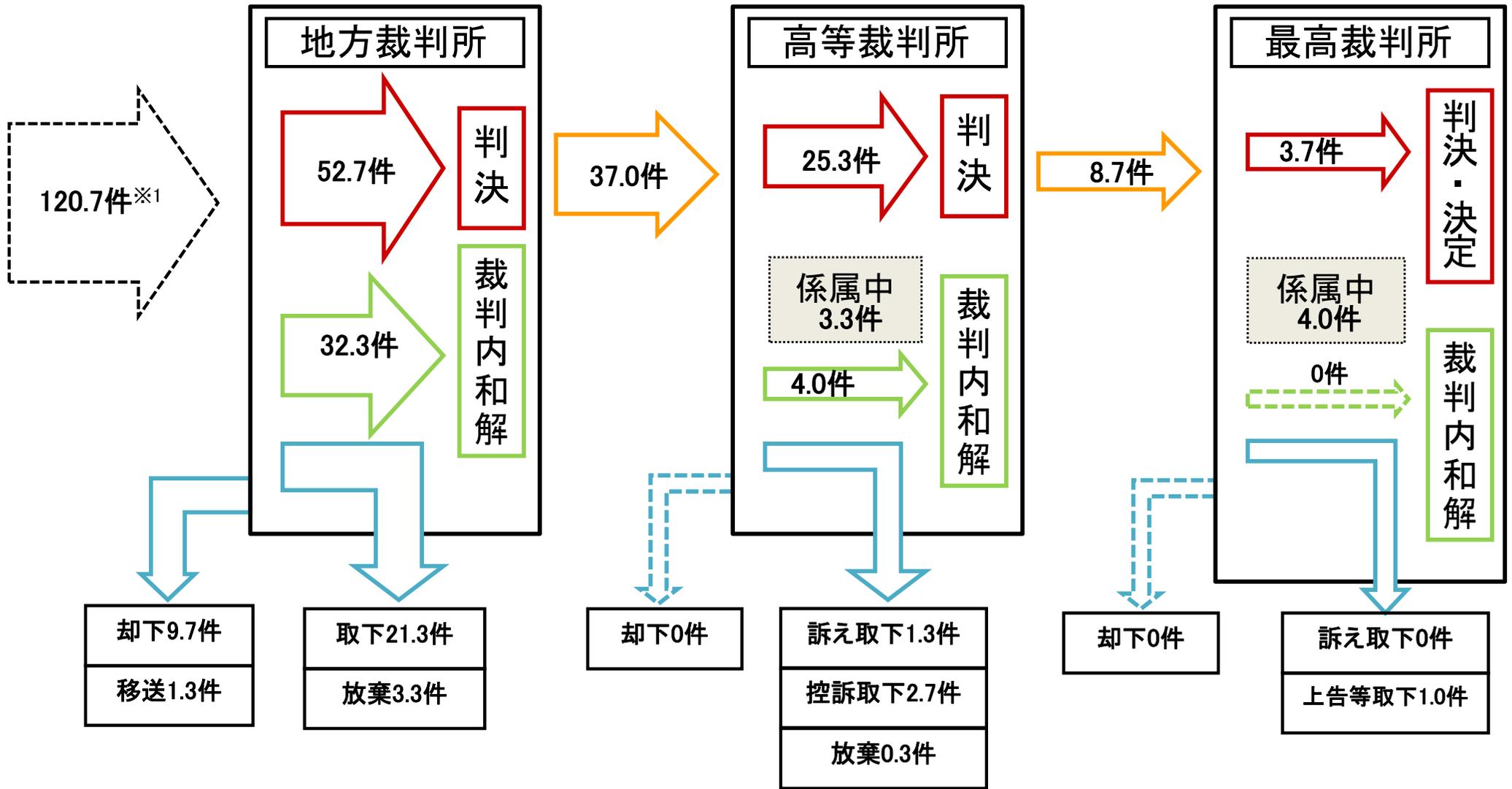
特許庁における特許権等の有効・無効に関する技術的な判断



裁判所における特許権等の有効・無効に関する技術的な判断

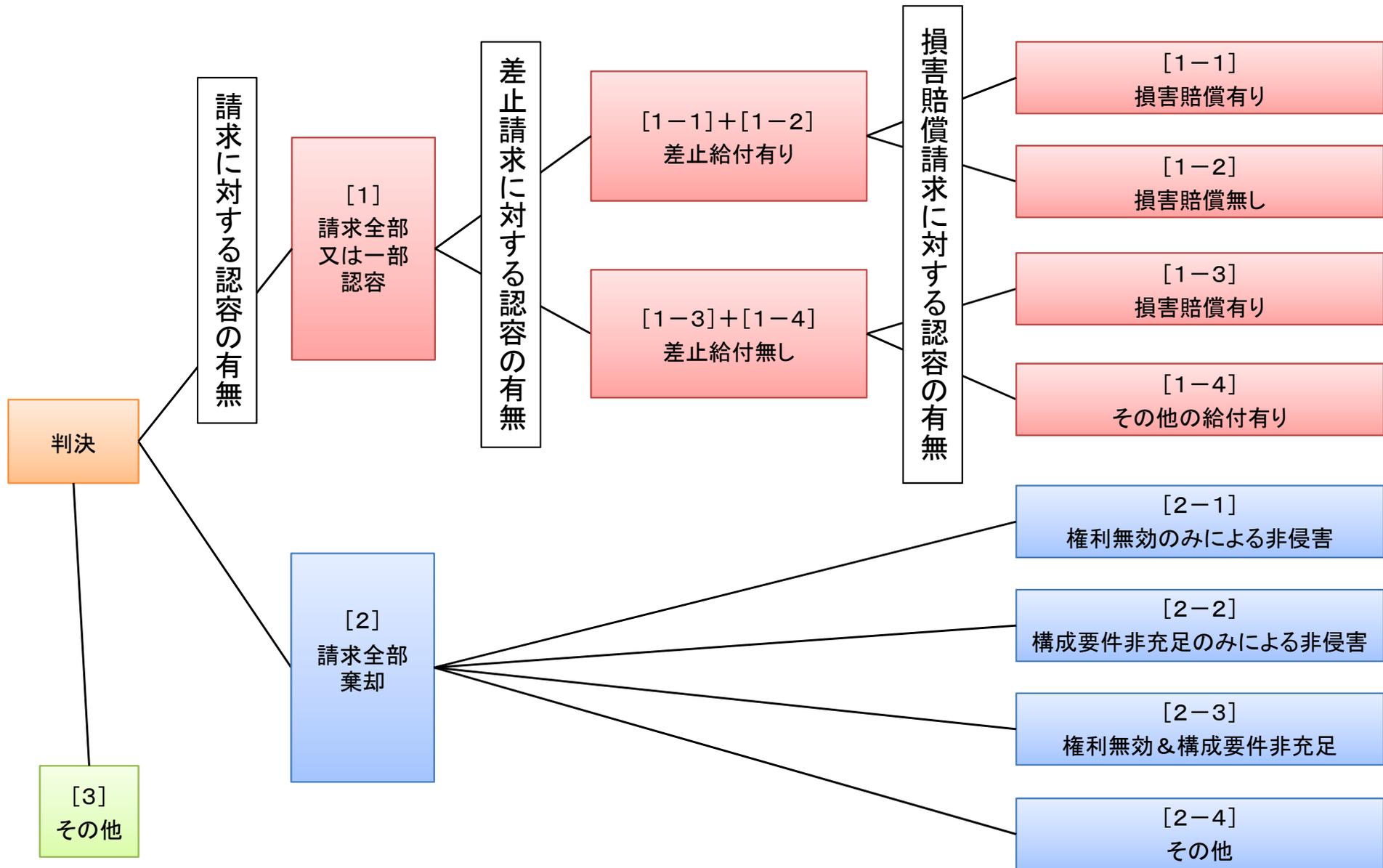
【参考】国内の侵害訴訟における件数規模

・我が国の特許権・実用新案権侵害訴訟の件数規模(年平均件数)

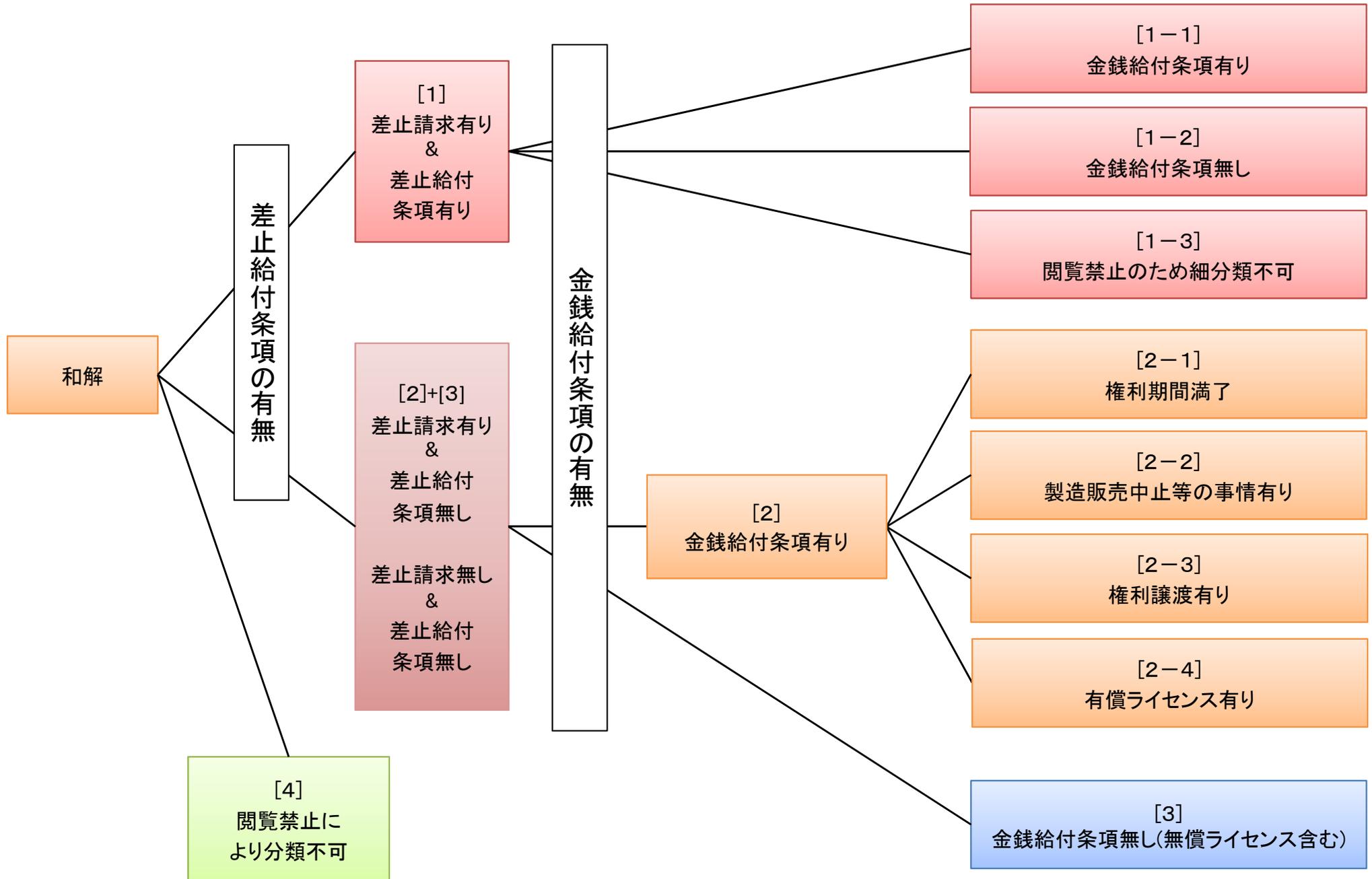


※1 平成23年から平成25年の3年間に地方裁判所で終局した件数(事件番号単位)の年平均値であり、提訴年に基づく件数とは一致しない。
 ※2 件数は、裁判所から提供されたデータに基づき、平成23年から平成25年の3年間に地方裁判所で終局(判決・和解・取下・却下等)した事件を対象とし、その後の高等裁判所及び最高裁判所における訴訟状況も含めて調査した。

【参考】判決調査～判決の分類～



【参考】和解調査～和解の分類～

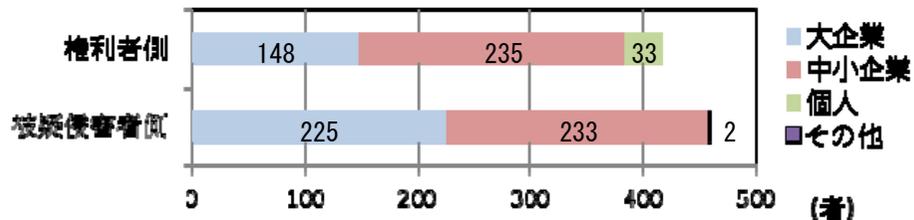


【参考】判決・和解調査～全体結果(地方裁判所)～

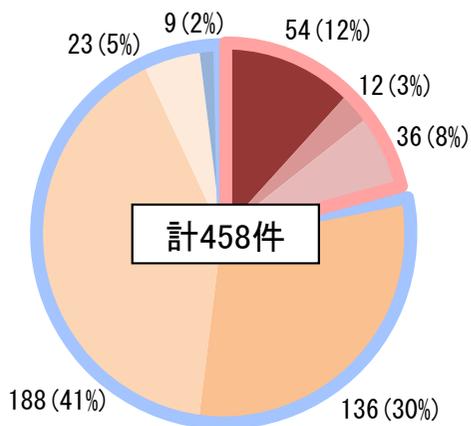
- 判決に至る56%の権利者、51%の被疑侵害者が中小企業、和解に至る67%の権利者、76%の被疑侵害者が中小企業。
- 製造販売等の差止め及び（又は）損害賠償が容認された判決は22%（458件中102件）。
- 判決数458件のうち、損害賠償請求を容認したものは90件（20%）、請求総額1832億円に対し、賠償総額122億円（容認率6.7%）。
- 差止給付及び（又は）金銭給付がある和解は85%（82件中70件）

判決の結果

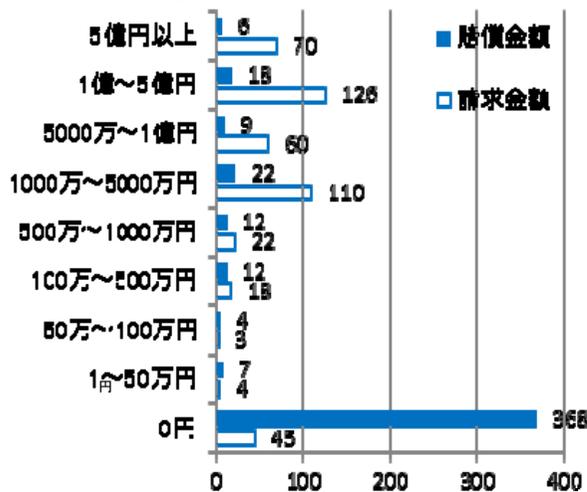
企業属性別件数



判決の分布



請求金額と賠償金額の分布

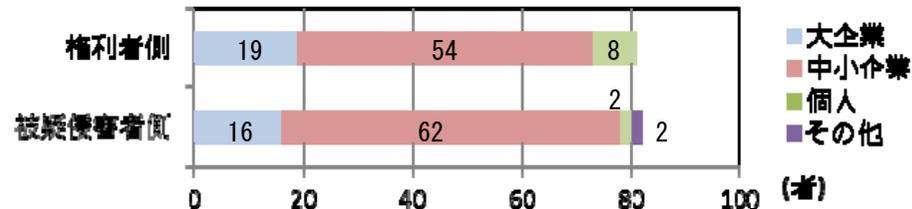


- [1-1] 差止給付有り&損害賠償有り
- [1-2] 差止給付有り&損害賠償無し
- [1-3] 差止給付無し&損害賠償有り
- [1-4] 差止給付無し&その他給付有り

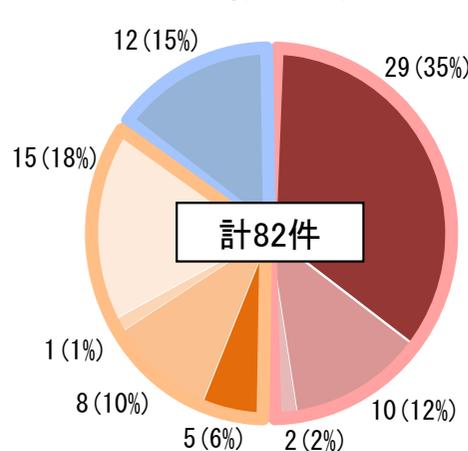
- [2-1] 権利無効のみによる非侵害
- [2-2] 構成要件非充足のみによる非侵害
- [2-3] 権利無効&構成要件非充足
- [2-4] その他の理由による非侵害

和解の結果

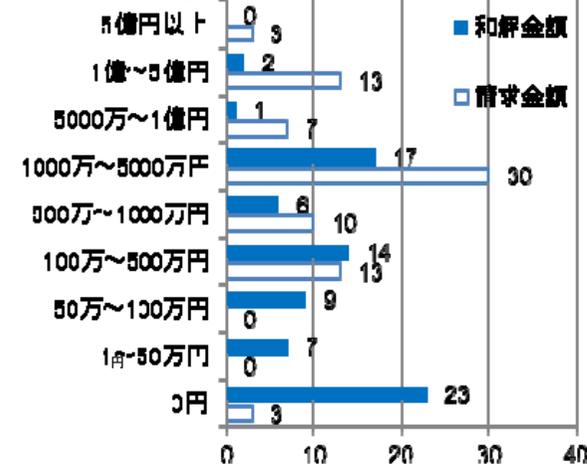
企業属性別件数



和解の分布



請求金額と和解金額の分布



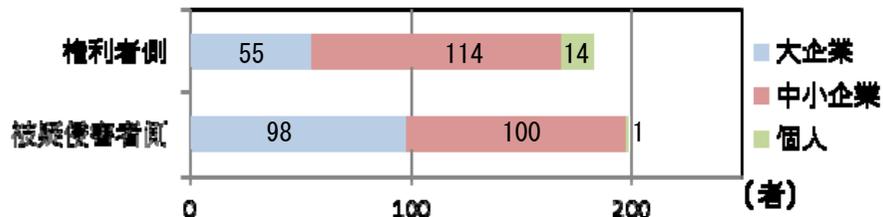
- (1-1) 差止給付条項有り&金銭給付条項有り
- (1-2) 差止給付条項有り&金銭給付条項無し
- (1-3) 差止給付条項有り&閲覧禁止のため細分類不可
- (2-1) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&権利期間満了
- (2-2) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&製造販売中止等の事情有り
- (2-3) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&権利譲渡有り
- (2-4) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&有償ライセンス有り
- (3) 差止給付条項無し&金銭給付条項無し(無償ライセンス含む)

【参考】判決・和解調査～全体結果(高等裁判所)～

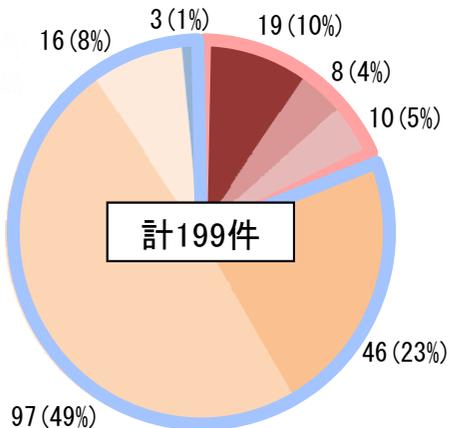
- 判決に至る62%の権利者、50%の被疑侵害者が中小企業、和解に至る33%の権利者、56%の被疑侵害者が中小企業。
- 製造販売等の差止め及び（又は）損害賠償が容認された判決は19%（199件中37件）。
- 判決数199件のうち、損害賠償請求を容認したものは29件（15%）、請求総額1179億円に対し、賠償総額33億円（容認率2.8%）。
- 差止給付及び（又は）金銭給付がある和解は85%（13件中11件）

判決の結果

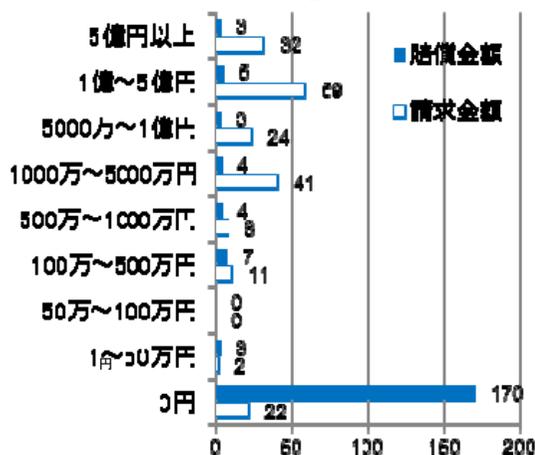
内国企業属性別件数



判決の分布



請求金額と賠償金額の分布



- [1-1] 差止給付有り&損害賠償有り
- [1-2] 差止給付有り&損害賠償無し
- [1-3] 差止給付無し&損害賠償有り

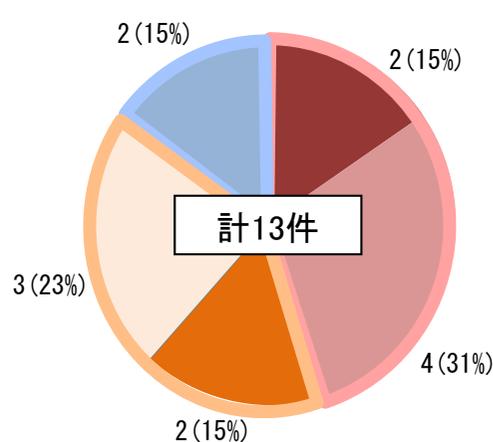
- [2-1] 権利無効のみによる非侵害
- [2-2] 構成要件非充足のみによる非侵害
- [2-3] 権利無効&構成要件非充足
- [2-4] その他の理由による非侵害

和解の結果

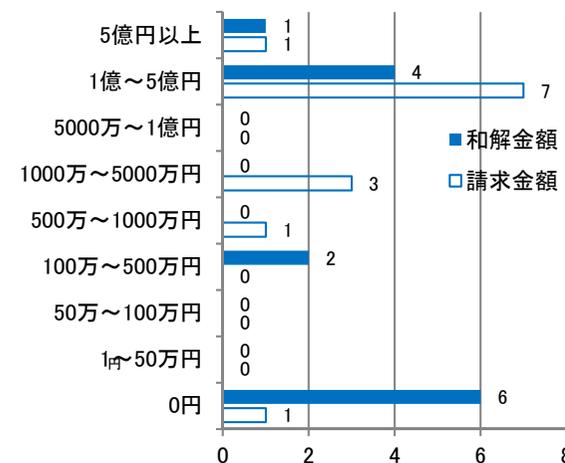
内国企業属性別件数



和解の分布



請求金額と和解金額の分布



- (1-1) 差止給付条項有り&金銭給付条項有り
- (1-2) 差止給付条項有り&金銭給付条項無し
- (2-1) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&権利期間満了
- (2-4) 差止給付条項無し&金銭給付条項有り&有償ライセンス有り
- (3) 差止給付条項無し&金銭給付条項無し(無償ライセンス含む)

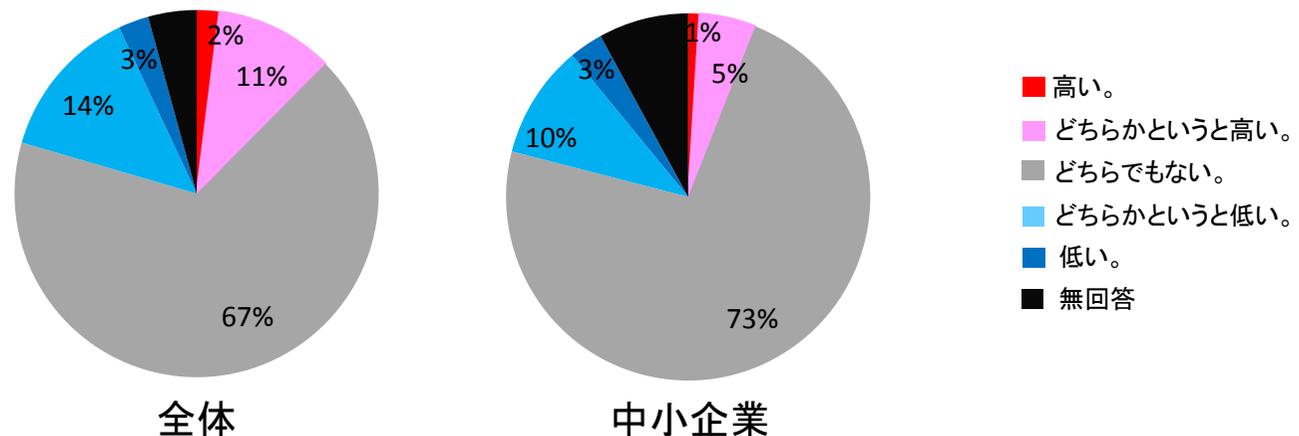
【参考】制度上の評価される点、検討を要する点 (紛争解決コスト・判決の予見可能性)

- アンケート調査において、権利行使をする場合における対応策の判断材料として、第一に「紛争解決に関するコスト」、第二に「判決が予見可能であること」が挙げられており、権利行使を行う上で重要。
- 裁判所における特許権等の有効・無効の判断に対する「予見可能性」については、高いという評価よりも低いとの評価の方が多い。一方、ヒアリング調査において、「紛争解決コスト」については高い評価。

ヒアリング調査結果

- ・ 国内企業の場合、言語・費用の観点からまずは日本で訴訟をする企業が多く、日本の制度は時間・費用的に有利なことも影響していると考えられる。

裁判所における特許権等の有効・無効判断の結果の予見性・予測性



【参考】検討を要する点(損害賠償額)

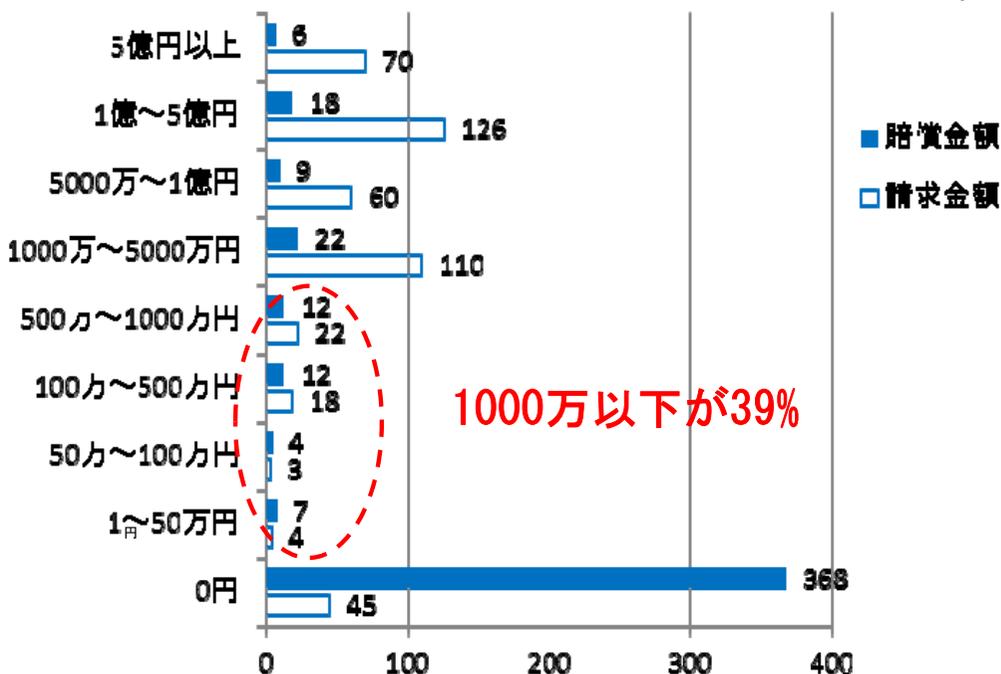
- 我が国における特許侵害訴訟において、1000万円以下が約39%（うち500万円以下が約26%）といった低廉な損害賠償額が判明。
- 特許侵害訴訟の件数が少ない要因の一つとして、損害賠償額が低廉であることが指摘されている。

ヒアリング調査結果

- 侵害訴訟において認定される損害賠償額については、特許権者・被疑侵害者のいずれに立つかによって見え方は変わるため、一概な評価はできないとの意見があった一方で、総じて少額であるとの意見が多数。
- 国内においては裁判所において認められる損害賠償額が低いこともあり、ほとんど損害賠償請求は行っていない（大企業）。
- 三倍賠償制度の導入要否については、賛否両論。

地裁判決における請求額と賠償額の分布

2004～2013年



特許権侵害訴訟における損害賠償額の日米比較

米国 2005年 ～ 2011年	原告	被告	特許技術	評決額
1	セントコア	アボット	バイオ	1338億円
2	ルーセント	マイクロソフト	情報	1200億円
3	ミラー・ワールド	アップル	情報	500億円
4	サフラン	ポストン・サイエンス	バイオ	345億円
5	ユニロック	マイクロソフト	情報	310億円
日本 2004年 ～ 2013年 (地裁)	事件番号	判決日	特許技術	判決額
1	平成17年(ワ)第26473号	平成22年2月22日	スポーツ用品	17億8620万円
2	平成19年(ワ)第2076号	平成22年1月18日	測定器	14億9847万円
3	平成14年(ワ)第6178号	平成16年5月27日	医薬	11億9689万円
4	平成19年(ワ)第507号	平成22年11月18日	化学	11億9185万円
5	平成19年(ワ)第3494号	平成21年8月28日	医薬	9億2600万円

【参考】検討を要する点(証拠収集手続)

□侵害訴訟等の民事訴訟において、当事者間に争いのある事実(争点)については証拠によって立証する必要があり、いかに各当事者が有利な証拠を集めることができるかが重要。

□特許権者と被疑侵害者との間に証拠提出義務の偏在というアンバランスが存在。

特許権者と被疑侵害者のバランスを考慮しながら引き続き議論が必要。

ヒアリング調査結果

- 証拠の収集に関する制度についても外国に比べて制度面で弱いと思う。
- 本来、証拠がある場合でも、被告側が証拠がないと主張した場合には、文書を強制的に提出させることができない。
- 特許権者が侵害を立証するのは困難である場合があるため、米国のディスカバリーののような制度の導入を含め、証拠収集手続を充実化させるべき。
- ディスカバリー制度の導入については、訴訟費用が高額化するために消極的。

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

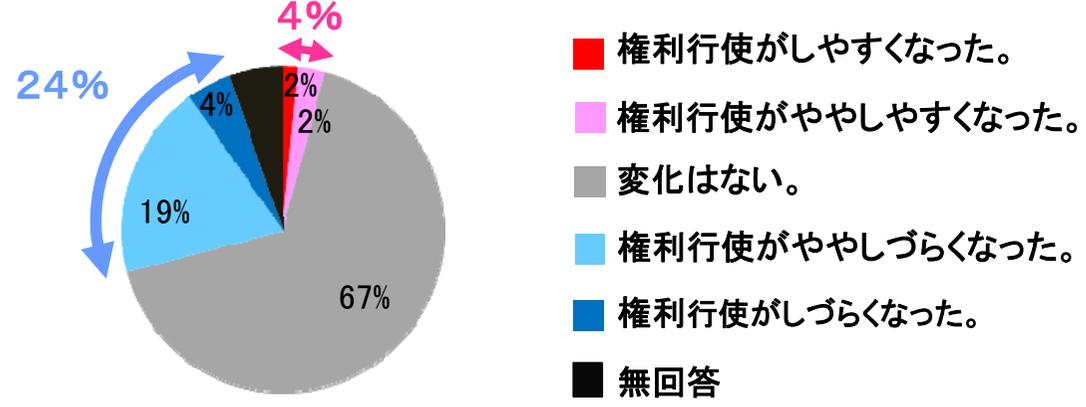
【参考】制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性①)

- 24%の者が、権利者として特許法104条の3導入により、権利行使しづらくなったと回答。一方、権利行使しやすくなったとの回答は4%。
- 35%の者が、権利者として無効と判断されるリスクを恐れて和解に応じる可能性が高いと回答。

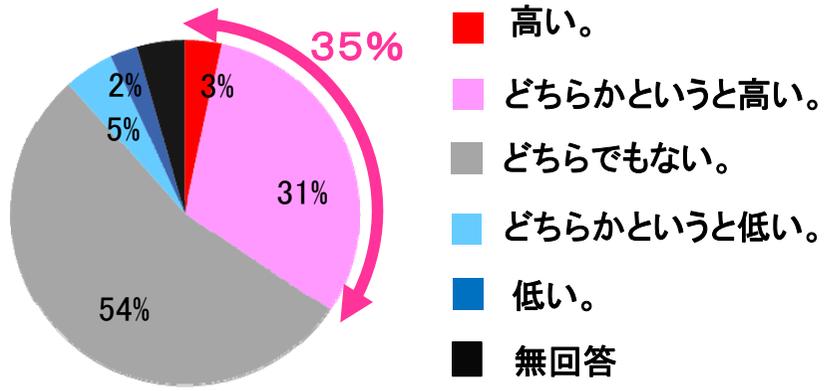
ヒアリング調査結果

- 特許法104条の3導入により、権利行使を控えるようになった(弁護士事務所)。
- 提訴前の和解については、無効の抗弁による権利の無効化リスクが一番の判断材料である(弁護士事務所)。

特許法第104条の3導入による権利者として特許権等の権利行使への変化



権利者として、特許権等が無効と判断されるリスクを恐れて和解に応じる可能性



日米の無効化率比較

2013年	日本	米国 ¹
判決数	58	270
無効件数	21	42
和解件数 ²	35	2348
無効化率 (判決数に対する無効件数)	36. 2%	15. 6%
無効化率 (判決数及び和解件数に対する無効件数)	22. 6%	1. 6%

※1 University of Houston Law Center patstats U.S. patent litigation statistics
 ※2 日本の和解件数は調査研究より、米国は2009年の和解率88.5%より概算

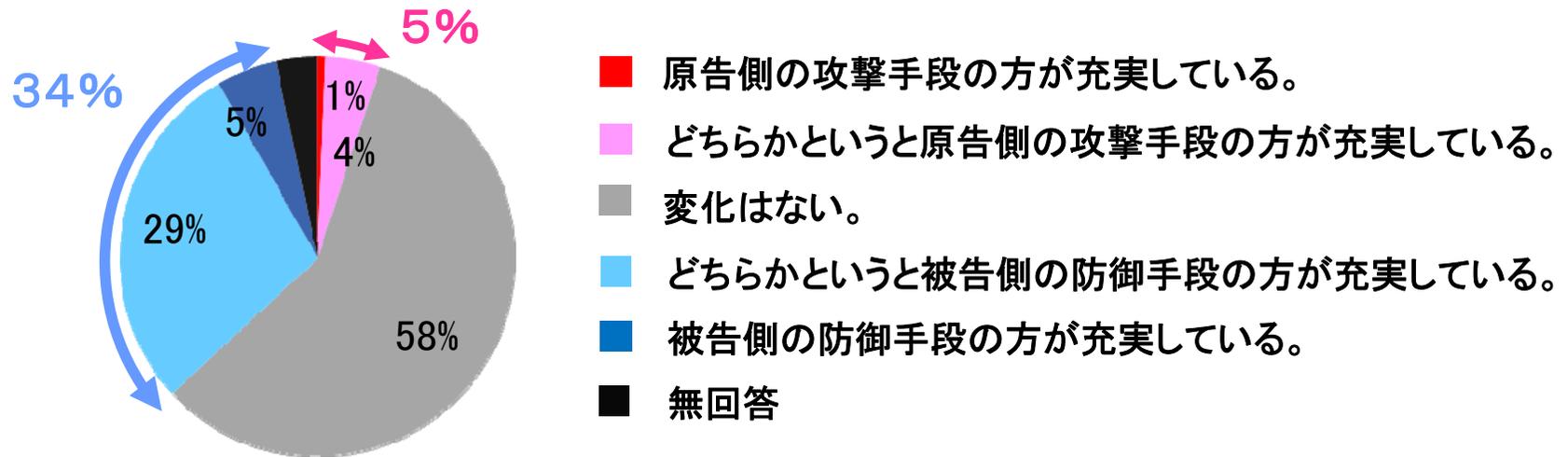
【参考】制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性②)

□特許権者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段について、特許権者側が優位と回答する者はほんの5%であるのに対し、34%の者が被疑侵害者側の防御手段の方が充実していると回答。

ヒアリング調査結果

- 被疑侵害者が不利な証拠を出さなくてもよい制度となっている（中小企業）。
- 被疑侵害者側は、二つのルートがあるためである（中小企業）。
- 被疑侵害者のほうが裁判所における無効の抗弁と特許庁の無効審判とで2回争えるために有利である（大企業）。
- 審判官と裁判官に対して、それぞれ別の観点で権利の無効性を主張できるため被疑侵害者側に有利（大企業）。

権利者側の攻撃手段と被疑侵害者側の防御手段について



【参考】制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性③)

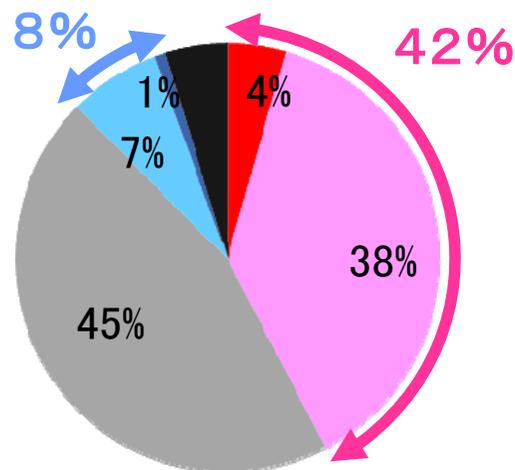
□42%の者が、特許庁における特許権等の技術的判断が妥当と回答する一方、25%の者が、裁判所における技術的な判断は妥当と回答。

より多くの者(80者)が特許庁の判断が妥当と回答しており、特許庁の技術的判断は信頼されているといえる。

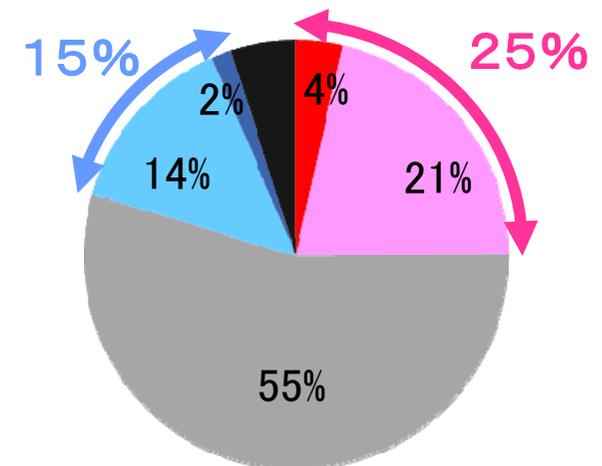
ヒアリング調査結果

- 進歩性の判断については、専門官庁である特許庁に行ってもらいたい(大企業)。
- 進歩性の判断は、専門性を必要とし、また、さまざまなケースを多く経験しないと難しい。基本的には専門官庁である特許庁に任せるべき(中小企業)。
- 進歩性の判断については技術の専門である特許庁の仕組みを取り入れる必要がある(弁護士事務所)。

特許庁における特許権等の有効・無効に関する技術的な判断



裁判所における特許権等の有効・無効に関する技術的な判断



- 妥当である。
- どちらかという妥当である。
- どちらでもない。
- どちらかという妥当でない。
- 妥当でない。
- 無回答

【参考】制度上の評価される点、検討を要する点(権利の安定性④)

「権利の安定性」については、以下のようにまとめた。

- 特許訴訟制度全体のリバランスを図ることで、特許権等のさらなる活用を促進し、我が国の知的創造サイクルを加速することが極めて重要。
- 今後権利の安定性を検討する際には、侵害訴訟制度全体の特許権者と被疑侵害者のバランスを考慮しながら、特許庁と裁判所がその役割の能力に応じた機能を発揮できるよう裁判所と特許庁の機能の再配分等の検討が必要。
- ユーザニーズを考慮しつつ海外制度の踏まえながら検討を進めていくべき。

ヒアリング調査結果

- 特許庁と裁判所の二つのルートがあるため被疑侵害者側の防御手段の方が充実している(中小企業)。
- 被疑侵害者のほうが裁判所における無効の抗弁と特許庁の無効審判とで2回争えるために有利である(大企業)。
- 審判官と裁判官に対して、それぞれ別の観点で権利の無効性を主張できるため被疑侵害者側に有利である(大企業)。
- 特許法第104条の3に明白性要件を入れて、裁判所における無効の抗弁の判断基準と特許庁の無効審判における判断基準とは異なることを明らかにした方がよいと思う。特に、進歩性の判断は専門官庁である特許庁に行ってもらいたい(大企業)。
- 進歩性の判断は、専門性を必要とし、また、さまざまなケースを多く経験しないと難しい。刑事事件等での医師の鑑定と同様に、基本的には専門官庁である特許庁に任せるべき(中小企業)。
- 程度の差はあるが裁判所に技術を理解してもらうのに苦労したことがある(大企業)
- 進歩性の判断については技術の専門である特許庁の仕組みを取り入れる必要がある(弁護士事務所)。
- 裁判所における特許権等の有効・無効の判断結果に予見可能性は低い。地裁・高裁にかかわらず裁判官によるばらつきが大きい。進歩性の判断基準については、もう一度特許庁で深掘りをしてほしい(弁護士事務所)。